

「創業」に関する保証 のご案内

「創業」に関する保証は、「責任共有制度対象外」
で、保証協会 100%保証です。

宮城県信用保証協会は、
創業にチャレンジする皆さまを
「金融支援」と「経営支援」で
応援します！

はじめまして、宮城県信用保証協会です。

宮城県信用保証協会は、中小企業の皆さま
が、金融機関から事業に必要なお金を借
りるとき、その保証人となって、お金が借りや
すくなるようサポートする公的機関(※)です。
まずはお気軽にご相談ください。

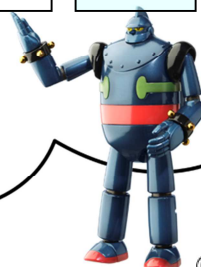
※信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立
された機関です。

宮城県信用保証協会

検索



宮城県信用保証協会



©光プロダクション

創業にチャレンジする皆さまを「金融支援」でバックアップ！

宮城県信用保証協会では、これから創業を行おうとする方、又は創業者が事業を開始した日から5年を経過していない方を対象とした保証制度で「金融面」からサポートします。

創業者関連の国の保証制度には、『創業等関連保証』、『創業関連保証』、『再挑戦支援保証』があります。

保証名		①創業等関連保証	②創業関連保証	③再挑戦支援保証	
保険特例		創業等関連特例	創業関連特例		
保証対象者	(1) 創業者 (これから開業する個人又は設立する会社)	(イ) 事業を営んでいない個人が1月以内に開業する (※1)	(イ) 事業を営んでいない個人が1月以内に開業する		
		(ロ) 事業を営んでいない個人が2月以内に新たに会社(注1)を設立し事業を開始する(※2)	(ロ) 事業を営んでいない個人が2月以内に新たに会社(注1)を設立し事業を開始する		
		(ハ) 会社が中小企業者である会社を設立する(分社化(注2))。	-		
	(2) 新規中小企業者 (開業済の方)	(イ) 事業を営んでいない個人が事業を開始して5年未満	(イ) 事業を営んでいない個人が事業を開始して5年未満 (ロ) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、事業を開始して5年未満		
		(ロ) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、事業を開始して5年未満			
		(ハ) 会社が中小企業者である会社を設立してから5年未満(分社化(注2))	-		
保証内容	保証限度額	1,500万円	2,000万円	2,000万円	
		ただし、(※1)、(※2)の保証対象者の場合、自己資金が1,500万円に満たない場合は、自己資金が限度額となります。			
	合算限度額	①創業等関連保証+②創業関連保証+③再挑戦支援保証=3,500万円 ②創業関連保証+③再挑戦支援保証=2,000万円			
	対象資金	運転資金及び設備資金(新会社設立の為の資本金(株式取得資金)は対象外です。)			
	保証期間	運転・設備資金ともに10年以内(据置期間1年以内含む。)			
	信用保証料	1.00%			
	貸付金利	金融機関所定			
	連帯保証人	法人代表者以外の保証人は不要	原則として法人代表者以外の保証人は不要		
担保	不要(不動産取得資金の場合は別途ご相談ください。)				
添付書類	(1)「保証対象者(1)創業者」に該当する場合、創業・再挑戦計画書(注3)が必要となります。		(1)創業・再挑戦計画書(注3)		
	-		(2)資格要件申告書(注4)		

注1)会社とは、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。

注2)分社化の場合は、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有するものに限りします。

注3)事業を開始するための具体的計画(協会所定様式)

注4)開始する事業概要と過去の事業経験の内容(協会所定様式)

認定特定創業支援事業により支援の証明書を受けた創業者が②・③を利用される場合は、開業6か月前から申込が可能です。

各制度(国+県+仙台市)の貸付(保証)限度額の合計は、3,500万円です。

制度名	宮城県 創業育成資金	仙台市 起業家支援資金
貸付限度額	3,500万円	2,000万円
保証期間	10年以内(据置2年以内)	7年以内(据置1年以内)
信用保証料	0.30%	0.70%
貸付利率	1.55%(固定)	1.00%(固定)

はじめての借入でも安心

宮城県信用保証協会は、事業経営のパートナーです。創業に関する様々なご相談にお応えします。はじめての借入でも安心してご相談ください。

皆さまにピッタリの借入方法を検討させていただきます。

また、当協会を利用することにより、借入がスムーズになります。

なぜ信用保証協会だと借入がスムーズに？

宮城県信用保証協会が皆さまの保証人になり、万が一返済できなくなった場合には、当協会が金融機関に立て替えて支払います(※)。

公的な保証がついていることで、金融機関は安心して貸付してくれます。

※これを「代位弁済」といいます。

代位弁済後は、返済方法についてご相談の上、直接当協会に返済していただくこととなります。

どのような審査があるの？

申込書類や創業計画書等に基づき審査を行います。

なお、必要に応じて、事務所などを訪問し、直接お話を伺うことがあります。

資金の使いみち、返済の計画はもちろんのこと、今後の見通し、皆さんの人柄、手腕、経験、意欲をみて判断しています。

**ご不明な点については、信用保証協会窓口にお問い合わせください。
相談料は無料です。お気軽にご相談ください。**

なお、創業計画書(様式名:創業・再挑戦計画書)の記載例については、当協会ホームページに掲載しています。

様式のダウンロードも可能です。

また、固定金利で安心な地公体制度の内容も掲載しています。【<https://www.miyagi-shinpo.or.jp>】

宮城県信用保証協会

検索



創業にチャレンジする皆さまを

「経営支援」でバックアップ！

宮城県信用保証協会では、中小企業者の「経営の悩み」、「創業にあたっての悩み」等の相談に対応するために「相談窓口」を開設し、経営支援のサポートをしています。

毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)に「夜間相談窓口」(午後5時30分から7時30分まで)も開催中です。ぜひ、お気軽にご相談ください。

なお、夜間相談窓口は事前予約制です。当日の午後3時までご連絡ください。

夜間相談窓口開催場所： 仙台市青葉区本町二丁目16番12号
仙台商工会議所会館6階 経営支援部
TEL 022-225-5230

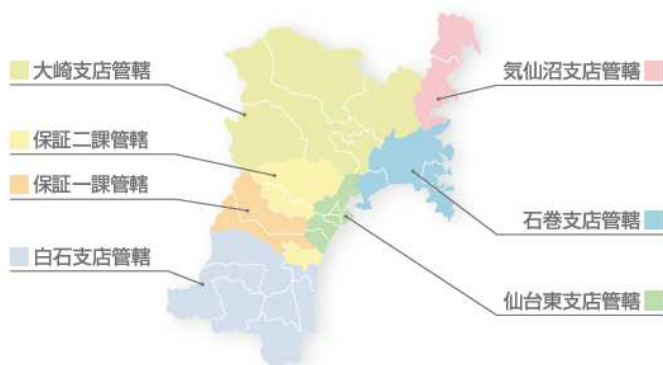
また、中小企業診断士を派遣し、「経営改善の提案」「事業承継に対する助言」「生産性向上に向けた助言」を行う**専門家派遣事業**も行っています。

費用は**無料**ですので、こちらもぜひご活用ください。



©光プロダクション

◆◆ 相 談 窓 口 の こ 案 内 ◆◆



○本店営業部

仙台市青葉区本町2丁目16番12号
仙台商工会議所会館5階

保証一課 TEL 022-225-6421
保証二課 TEL 022-225-6422

○仙台東支店

仙台市若林区卸町2丁目9番5号

仙台卸商センターOCビル3階

TEL 022-783-9021

○白石支店

白石市中町11番地 井丸ビル5階

TEL 0224-25-2135

○大崎支店

大崎市古川東町5番46号

古川商工会議所会館3階

TEL 0229-22-0722

○石巻支店

石巻市中央2丁目9番18号

石巻商工会議所会館3階

TEL 0225-22-4178

○気仙沼支店

気仙沼市八日町2丁目1番11号

気仙沼商工会議所会館3階

TEL 0226-22-1972



宮城県信用保証協会